

第 **II** 部

援助と社会文化的要因

第 6 章

農村開発プロジェクトと社会文化的要因

——ガンビアの稲作プロジェクトの事例から——

高 根 務

はじめに

途上国政府あるいは援助機関によって計画された農村開発プロジェクトは、時にプロジェクト対象地域の住民がもつ固有の社会制度や文化に変化をもたらす。同時にプロジェクト自体の成功・不成功やその持続可能性は、対象地域の社会文化的な要因によって大きな影響を受ける⁽¹⁾。しかし過去の多くの開発プロジェクトの立案に際しては、プロジェクトの経済的効率性や技術的な適合性などに重点が置かれ、対象地域の社会文化的な要因との両立性や、これによってプロジェクトが受ける影響などが十分に考慮されることは少なかった。その結果、プロジェクトに対する地域住民の参加が得られない、プロジェクト本来の目的と相反する影響が引き起こされる、援助機関引上げ後にプロジェクトが放棄されるなどのさまざまな問題が生じることも少なくなかった。

本章では、このような問題が生じた事例のひとつとして、ガンビアの稲作プロジェクトを取り上げる。そしてこの事例の分析によって、対象地域の土地制度、生産・労働形態、社会的に規定される性差（ジェンダー）、労働力や生産物の支配形態などの社会文化的要因が、どのようにプロジェクトの遂行

に影響を与え、また逆にプロジェクトの実施によって既存の社会文化的関係がどう変化したかのかを分析する。

本章でガンビアの稻作プロジェクトを取り上げた理由は2点ある。その第1は、アフリカ諸社会の農業生産の形態が、土地制度、労働投入形態、生産資源・生産物の支配関係など多くの面で、援助供与国である西欧やアジアとは異なっていることである。したがって、農業プロジェクトの導入にあたっては、これらの要因を事前に十分に理解し、プロジェクトの計画段階で考慮に入れることが重要である。ガンビアの事例では、これを行わなかつたためにさまざまな問題が発生しており、プロジェクトの実施と対象地域の社会文化的要因の関係を考える上で示唆に富んでいる。

第2の理由は、日本が実際にアフリカ諸国でいくつかの稻作プロジェクトを実施しており、本章で取り上げるガンビアの事例が、実際のプロジェクトの計画・実施において参考になると考えられることである。ガンビアの稻作プロジェクトは中国と台湾の援助によって遂行された経緯があり、その際援助実施者が、自国の社会制度と稻作生産の経験を暗黙の前提としてプロジェクトを行った点が問題とされている。日本が社会文化的に台湾・中国に近いことから、アフリカという異なる社会文化的背景を有する地域でのプロジェクト実施に際して、この事例からなんらかの教訓が得られると考えられる。

以下ではまず、稻作プロジェクトが導入される以前の対象地域の社会文化的特徴を、農業生産に関するものを中心みていく。次にこの地域に稻作プロジェクトがどのように導入され、それによって対象地域の住民がどのような影響を受けたのか、また逆に、地域の社会文化的特徴がプロジェクト自体にどう影響を与えたのかを述べる。最後の結論部分では、ガンビアの事例の問題点を整理するとともに、農村開発プロジェクトと対象地域の社会文化的特徴との相互関係について論じる。

第1節 ガンビアの稻作プロジェクトと対象社会の相互関係

1. プロジェクト導入以前の社会文化的特徴

ガンビアには、マンディンゴ、フラニ、ウォロフ、セラフリなど複数のエスニックグループが居住しているが、いずれのグループについても基本的に農業生産の様式は共通している。以下では主にマンディンゴの社会経済組織について述べるが、これらの基本的な枠組みは、ガンビアの農村社会にほぼ共通しているととらえることができる⁽²⁾。

①居住単位

ガンビア農村部の基本的な居住単位は、年長の男性を中心とした父系親族集団である。これには居住している集団の長とその妻、彼の未婚の娘、既婚の息子とその家族、居住集団長の兄弟とその家族などが中心となっており、それに他の親族なども加わることもある。1個の居住集団に含まれる人数は2人～100人前後までと多様である。この居住単位は、次に述べる消費単位や生産単位と必ずしも同一ではない。

②消費単位

居住集団の内部には、食糧の調理および消費を行う単位が存在する。この構成員は通常5～6人の男女で、年長の男性がその長となる。また同一居住集団内に、複数の消費単位が存在することも珍しくない。消費集団の構成員は、男女にかかわらず、居住集団用の土地での労働、個人用の土地で耕作した作物の現物供出、あるいは現金の供出などによってこの集団の食糧確保に貢献する義務がある。

③土地制度と生産労働の単位

ガンビア農村部の土地制度と生産労働の単位は複雑であるが、基本的には、個人用と居住集団用の区分が明確な土地制度、および個人用と居住集団用の土地での労働単位の相違、さらに男女の生産領域の明確な区分の3点が重要

である。

ガンビアの多くのエスニックグループでは、未開墾地は村落共同体全体の所有とされている。土地を必要とする者（居住集団または個人）は、共同体の長の許可を得てこの未開墾地を開墾し、その土地に関する権利を獲得する。このようにして獲得した土地の権利は、西欧的な個人所有の権利とは異なって、土地の用益権である。ガンビアの場合、この土地の用益権を村落内で相続することはできるものの、土地の売買や貸借は許されないのが普通である⁽³⁾。

上記の手続きを経て用益権を認められた土地には、居住集団用の土地と個人用の土地の2種類がある。居住集団用の土地は各居住集団の長（年長の男性）の管理下にあって、居住集団の自家消費用の食糧生産が行われ、ここでの耕作物は普通は販売されない。また居住集団用の土地での労働単位は、各居住集団の全構成員であり、同一居住集団の構成員はこの土地での耕作に労働力を提供する義務がある。一個の居住集団内に複数の消費集団が存在している場合には、居住集団用の土地での生産物は、収穫後に各消費集団の長に配分されてそれぞれが貯蔵し、必要に応じて消費用に用いられる。

居住集団用の土地とは別に、各個人は自分用の土地を使って農業生産を行い、その収穫物からの利益は個人の所有となる。この個人用の土地での生産労働の単位は、その土地をもつ個々人を中心構成される。この土地での耕作に必要な労働力は個人で調達しなければならず、居住集団用の土地での場合のように居住集団の構成員が労働供給の義務を負うことはない。したがって個人用の土地での生産に必要な労働力の不足分は、農業労働者の雇用や共同労働組織による相互労働供与などによってまかなわれる。また農繁期の6～10月には、居住集団用と個人用の土地の双方で労働需要が大きくなるため、個々人の労働力をどちらの土地に配分するかが大きな問題となる。

一方、男女間の耕作物の相違は、居住集団用の土地と個人用の土地の双方において顕著にみられる。居住集団用・個人用の両方の土地において、男性は高地を利用して換金作物の落花生と居住集団の自家消費用の穀類を栽培し、

表1 居住集団用の土地と個人用の土地

	居住集団用の土地	個人用の土地
管 理 者	居住集団の長（年長の男性）	個人
労 働 単 位	居住集団の全構成員 (無償労働の義務)	個人および必要に応じて雇用労働者や共同労働で補充
男 女 分 業	男：高地で穀類と落花生 女：低地で稻作	男：高地で穀類と落花生 女：低地で稻作
生産物の使途	居住集団の自家消費用	個人の自由。一部は居住集団の自家消費用として拠出

(出所) Dey, J., "Development Planning ……"などをもとに筆者作成。

女性は低地で換金・自家消費両用の稻作を行っている。また個人用の土地は、男性は自分の息子に、女性は自分の娘に相続しており、この点でも男女の土地は明確に区別されている。

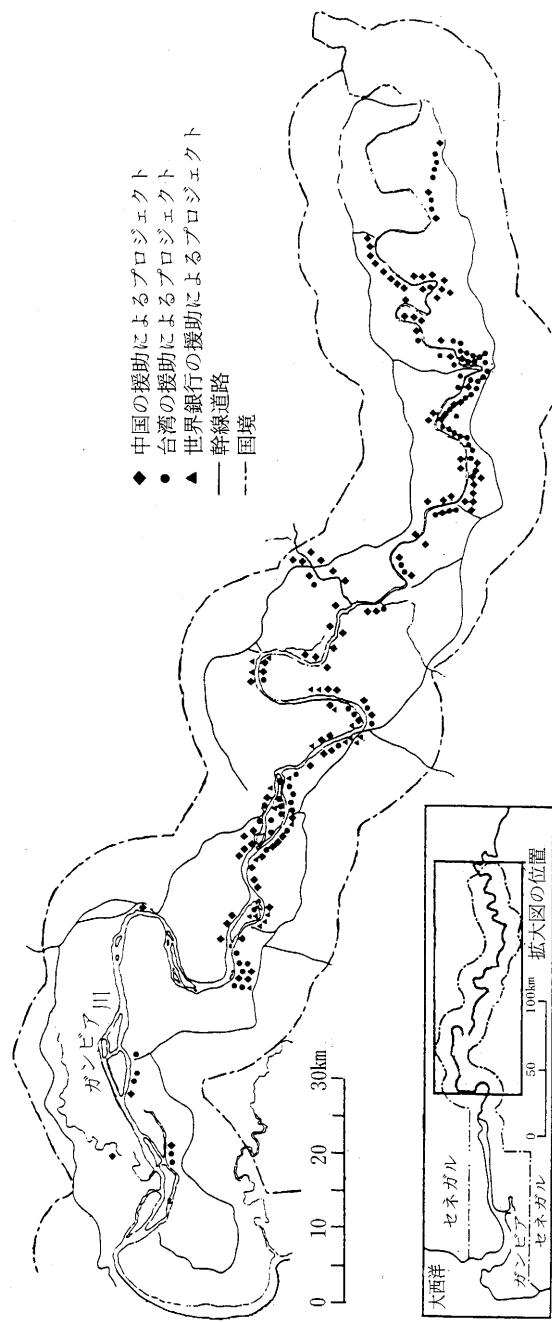
このように、ガンビア農村部の農民は、個人用と居住集団用の2種類の農地で耕作を行い、それぞれの農地での生産労働の単位は同一ではなく、得た収穫物の使途も異なる。さらに男女間では使用する土地と耕作する作物の種類も異なっている（表1）。

それでは、このような土地制度と農業生産様式を有する地域に、特定の土地で特定の作物を生産しようとする開発プロジェクトが導入された場合、どのような影響が生じるのか。以下ではこの問題を、1960年代後半から70年代にかけて行われた灌漑稻作プロジェクトと、80年代に行われた契約農業を取り入れたプロジェクトの二つの事例をとりあげて検討していく。

2. 灌漑稻作プロジェクト

1960年代後半から70年代にかけて、ガンビアには台湾（66～74年）、世界銀行（73～76年）、中国（75～79年）の援助による三つの稻作プロジェクトが導入された（図1）。まず台湾のプロジェクトでは、灌漑農法による生産増が目

図1 1970年代までの耕作プロジェクトの位置



(出所) Carney, Judith A., "Peasant Women and Economic Transformation in The Gambia," *Development and Change*, Vol 23, No. 2, 1992, p.70.

指され、灌漑施設の建設、高収量品種の導入、肥料の使用、機械化の推進が行われた。これらのうちの資本財については農民に無料で供与され、種籽や肥料については最初の耕作期のみ無料で供与された。またそれまでガンビアでは行われていなかった乾期作の品種も導入され、二期作の実現と米の流通量の増大が目指された。

世界銀行によるプロジェクトも基本的に台湾のプロジェクトの路線を継承し、灌漑と生産技術向上による増産が目指された。ただし資本財と投入財の供与に関しては、無料ではなく農民組合への融資の形をとり、灌漑ポンプなどの資本財に関しては5年間の返済を、種籽や肥料など投入財に関しては収穫時の返済を農民組合に求めた。しかしこの返済率は低く、またプロジェクトの重点であった二期作の定着も進まなかった。

中国によるプロジェクトも上記二つのプロジェクトと基本的に同質のもので、灌漑整備と改良技術の供給に重点が置かれた。ただし、プロジェクトの運営面ではガンビア政府との役割分担が行われ、中国側が灌漑設備関連部門を、ガンビア政府側が技術指導とサービス供給部門を担当した。

これら三つの稲作プロジェクトは、いずれも灌漑設備の建設、高収量品種および近代的投入財の導入により、それまで雨期の一期作を行っていた対象地域に二期作を定着させて米の増産を行い、同時に国内の米の流通増を目指す点で共通した目的をもっていた。

それではこのような意図のもとに導入された稲作プロジェクトは、先に述べたような対象地域の既存の生産様式のなかでどのような作用を引き起こしたのか。以下に数項目にわけて述べる。

①プロジェクト資材の供給先

先に述べたように、ガンビアの農村地域では、伝統的に米は女性が栽培する作物であった。しかし上記プロジェクトにおいては、灌漑地の割当て、改良品種の種籽や肥料などの投入財の供与、および機械購入のための信用供与などは、男性に対して行われた⁽⁴⁾。居住集団の長である男性に供給された資材・資金は、当然居住集団全体の利益のために使用される、との前提が援助

供与者側には存在していた。しかし実際には、先に述べたようなガンビア農村部の生産・消費関係のもとでは、前提とされていたような居住集団内のプロジェクト供給財の再配分は起こらなかった。男性農民はプロジェクトで与えられた土地を、居住集団の自家消費用の作物生産と個人用の作物生産の双方に使用し、消費集団に供出する作物の増産と、個人で自由にできる作物の増産の両面で経済的利益を享受することができた。他方女性農民は、灌漑地の割当てや投入財の供給、信用の供与などの恩恵を受けることができず、今までどおりの伝統的手法での稻作栽培を継続し、プロジェクトがもたらす利益の枠外に置かれた。そのため女性農民の経済力は男性農民のそれよりも相対的に低下した⁽⁵⁾。

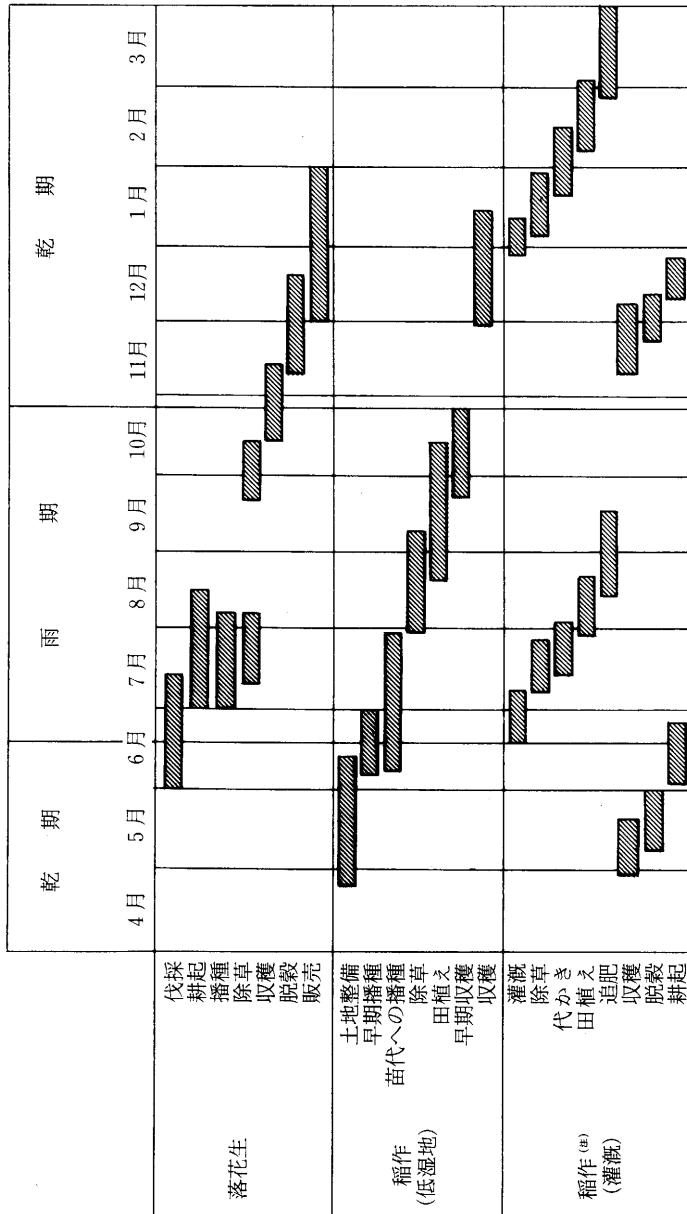
②灌漑地の開拓と女性の個人用農地

このプロジェクトでは灌漑稻作に適した低地をプロジェクト用地として再開発した。しかしこの地域の低地は、先に述べたようにもともと女性が伝統的手法で稻作を行っていた土地であった。そのためプロジェクトの導入にともない、一部ではこれまで女性農民が個人用の土地として使用していた土地が、プロジェクト用の灌漑地として再開発される事例が生じた。こうして開発された灌漑地はほとんど男性農民に割り当てられたため、女性農民が個人用の土地を失う事例も発生した⁽⁶⁾。

③労働力需要と労働関係

ガンビア農村部の労働慣習によれば、居住集団の消費用作物を生産する土地での農作業に関しては、各個人は労働を供給する義務を負うが、他人の個人用の土地での耕作に関しては、それが夫や妻の土地であろうとも無償労働の供給義務はない。したがって男性が個人用の土地で女性労働力が必要なときは、女性に報酬を払うか、あるいは相手が自分の妻である場合は見返りに土地の用益権を与える必要がある。この慣習はプロジェクト導入後も変化していない。しかし、プロジェクトの導入にともなう灌漑地の拡大、および高収量品種の導入により、労働力の需要（特に田植えと除草に際しての女性労働力の需要）が高まった。その結果、乾期と雨期の稻作栽培において次のように

図2 農事暦



(注) 灰色の部分は灌漑稲作の期間を示す。これは1970年代までの灌漑プロジェクトでの農事暦であるが、これは1970年代までの灌漑プロジェクトでの労働需要とほぼ同じと考えられる。

(出所)

Carney, J. A., "Peasant Women...," p. 74.

な二つの異なる影響がもたらされた。まずプロジェクトによる灌漑農業の導入により、男性農民はそれまで行えなかった乾期の稻作を行うようになった。他方灌漑地を所有できないため、乾期に他の収入源がない女性農民は、低い賃金水準のまま男性の灌漑地で雇用労働者として働くことになった。一方雨期には、女性農民は非灌漑地の自分用の土地で従来どおり在来種の稻作に従事した。そのため男性が灌漑地での雨期の稻作を行う際には、女性雇用労働力が十分に得られなかつた。このように灌漑地（男性の個人用）での労働需要と、非灌漑地（女性の個人用）での労働需要とが雨期にぶつかってしまうことが、プロジェクトの目標である二期作を通じての生産増が進まなかつた大きな原因となつていていた⁽⁷⁾（図2）。

④二期作定着の阻害要因

二期作の定着を阻害した要因は、上記に述べた雨期の労働力調達の困難さの他にもいくつか挙げることができる。まず、男性は以前から雨期に落花生を栽培しており、そこから現金収入が得られるという点がある。米以外にも現金収入の方途があることが、雨期の灌漑地での稻作が定着しにくかつた一つの原因である。さらに、伝統的に男性の領域であった作物（穀類、落花生）の生産に比べ、灌漑による稻作については男性農民の側に経験が不足していた。加えて雨期の水量調整が乾期と比べて困難であることなどから、男性は雨期の灌漑地での稻作に積極的ではなかつた。これらの要因のため、プロジェクトの意図に反して二期作が定着しにくかつた⁽⁸⁾。

⑤米の流通量の伸び悩み

プロジェクトの実施の効果として予想されていた米の流通増大についても、期待どおりの結果は得られなかつた。これには、流通機構の非効率という問題に加えて、居住集団内での生産・消費関係の影響がある。先に述べたように、消費集団の構成員は自家消費用の食糧（または現金）を集団の消費のために供出する義務がある。そのため女性は主に自分の生産する米を、男性は同じく穀類と、落花生販売から得た現金を供出する傾向があつた。しかしプロジェクト導入後、男性農民が主に乾期の灌漑稻作を行うようになると、男

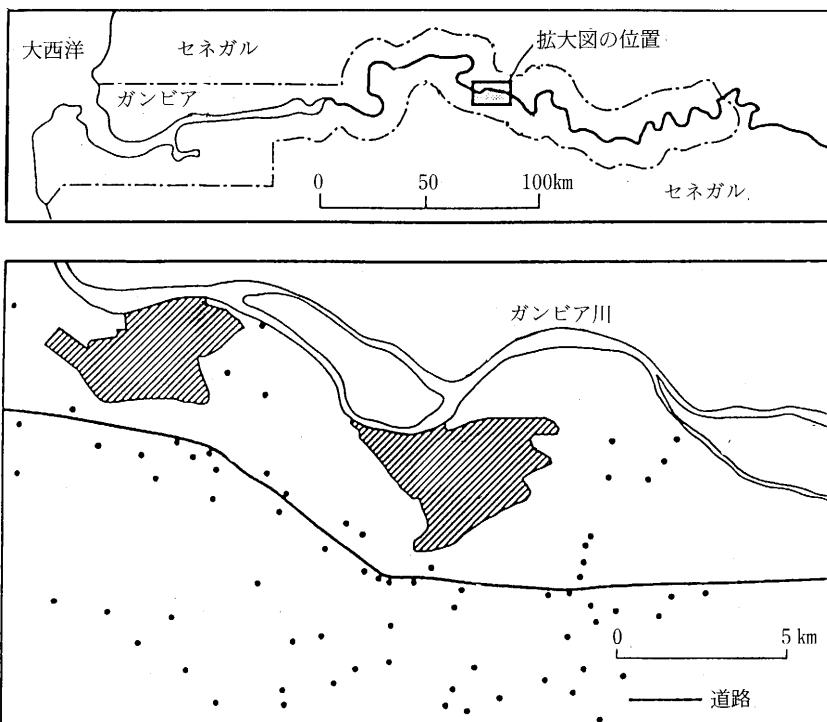
性は落花生から得た現金を消費集団用ではなく個人用として使用し、かわりに灌漑地で生産した米を消費集団の自家消費用として供出するようになった。この結果、灌漑農地で米の生産が増加したにもかかわらず、その増加分のかなりの部分が自家消費にあてられ、米の市場流通量は期待どおりには増加しなかった⁽⁹⁾。

以上のように、1960年代後半から70年代にかけて導入された灌漑稻作プロジェクトは、物資などの供給を主に男性農民に対して行ったため、女性農民はそれまで稻作を行っていたにもかかわらず、このプロジェクトがもたらす利益の枠外に置かれることになった。また、プロジェクトの効果として期待されていた二期作の定着は、この地域固有の労働関係のために実現せず、さらに米の市場流通量も消費集団の食糧調達に関する規範の影響で、顕著な増加がみられなかった。対象地域の社会文化的要因が十分に考慮されていなかったこれらのプロジェクトの実施の影響で、地域の社会経済関係に変化がもたらされたのみならず、プロジェクト自体の効果も薄められることになったのである。

3. 契約農業プロジェクト

1970年代までの上記のようなプロジェクトの経験をもとに、80年代には新しいタイプの灌漑稻作プロジェクトであるジャハリー・パチャー・プロジェクト (Jahaly Pacharr Project, 以下「JP プロジェクト」と略) が計画され、84年から実施された⁽¹⁰⁾ (図3)。このプロジェクトには国際農業開発基金(IFAD)をはじめ、アフリカ開発基金、西ドイツ(当時)、オランダなどが資金供与を行った。プロジェクトでは約1500ヘクタール(うち560ヘクタールが灌漑地)が開発され、約7500人の農民がその対象となった。JP プロジェクトにおいては、過去のプロジェクトでの失敗すなわち、①二期作導入の失敗、②農民に貸し付けた資金の未回収、③女性農民のプロジェクトからの疎外、などの経験をもとに、以下のような改善がはかられた。

図3 ジャハリー・パチャー・プロジェクトの位置



● プロジェクトの対象となった村落 ■ ジャハリー・パチャー・プロジェクトの位置

(出所) Carney, J. A., "Peasant Women," p.73.

第1は、プロジェクト用に開発された灌漑地で契約農業を導入したことである。契約によって灌漑地での用益権を取得した農民は、その農地で二期作を行い、借り入れた負債を収穫後に全額返済することが義務づけられ、これに違反したものは土地の用益権を失うことが定められた。またプロジェクト・マネジメントの一元化と生産方法の規格化も行われ、品種の選択や肥料・農薬の使用方法、播種・除草・収穫を行う時期などはあらかじめ決められ、農業指導員がこれらについて必要な指導を農民に行う方式がとられた。また生産物の流通は政府が一括して行った。

第2の改善点は、プロジェクトにおける女性農民の重視である。特に資金

供与側は1970年代までの経験から、JPプロジェクトがもたらす利益が女性農民に配分されることを重視しており、女性農民に土地の用益権を付与することによってこれを実現する意図をもっていた。

しかし資金供与側のこうした意図にもかかわらず、実際のプロジェクトの最初の灌漑地の割当てに際して、女性の名義で登録が行われたのは土地全体の3分の1以下にとどまった。これには二つの理由があった。その第1は、プロジェクト対象地域の有力者たちからの圧力である。プロジェクトに必要な土地の開発のためには、対象地域の首長たち（男性）の協力と同意が不可欠であった。しかし、彼らは女性農民の個人用土地が増えることには反対であり、彼らの協力を得るために、ガンビア側のプロジェクト実施者は、ドナーの意図に反して譲歩する必要があった。

第2の理由は、このプロジェクトの二大目的、すなわち二期作による生産量の増大と、女性農民への個人用の土地の賦与が、労働力調達の面からみて両立しにくい点である。二期作によって生産量を増大させるためには、十分な労働力が年間を通じてプロジェクト用の土地に投入される必要がある。しかしこれは、男性の長の管理下にあって居住集団構成員が労働力を供給する義務がある居住集団用の土地でのみ可能である。個人用の土地では、他の構成員が無償の労働供給を行う義務がないので、居住集団の土地でのように十分な労働力が確保される保証はない。したがってプロジェクト用の灌漑地を女性農民の個人用土地として割り当てるることは、二期作による生産増の必須条件である労働力の確保に関してリスクが大きい。そのため、ガンビア政府のプロジェクト実施者はプロジェクト用の灌漑地を女性農民の個人用の土地として登録することに消極的であった⁽¹¹⁾。

このように資金提供側の意図に反して最初の土地の割当てが主に男性に対して行われたため、IFADは1984年にこの問題に介入し、土地の大部分を女性名義で登録させるよう軌道修正が行われた。しかし、この時点ではすでにプロジェクト用の土地は事実上男性農民の管理下にあり、また女性農民の名義で登録したプロジェクト用地も、女性農民の個人用としてではなく、居住

集団の自家消費用の土地として使うことが許された。この地域の社会制度によれば、土地が居住集団用となった場合、それは男性の居住集団長の管理下に置かれ、かつ彼はその土地での耕作のために居住集団構成員の無償の労働力の供給を要求できる。そのため、プロジェクト用の土地は女性農民の名で分配されたにもかかわらず、実際にはほとんどが男性農民の支配下におかれ、女性農民はこれを個人用として使用することはできなかった⁽¹²⁾。

女性農民のなかでプロジェクトの導入による悪影響を最も受けたのは、以前に個人用として在来種の稻作を行っていた低地が、プロジェクト用地として開発されてしまった者たちである。彼女ら（主にマンディンゴの女性農民）は、プロジェクトによって土地が男性の支配下に置かれたために以前の個人用の土地を失い、かつ男性と異なり落花生などが栽培されている高地部に個人用土地を所有していないために収入源がなくなり、経済的に男性の収入により依存することになった⁽¹³⁾。

契約農業の導入も、男性農民に有利に作用した。JPプロジェクト導入以前は、居住集団用の土地から得られた生産物は居住集団の自家消費用にあてられるべきとされ、販売はされないのが普通であった。しかし、プロジェクト用地で生産された高収量品種は換金作物であり、また契約農業の性格上、生産物を換金して負債の返済にあてることは必然である。他方、上記で述べたようにプロジェクト用の土地の実際の管理者は男性の居住集団長であり、したがって彼が生産物の販売と負債返済を行うとともに、余剰利益の使途の決定に関しても影響力を行使できることになる。こうして男性農民の多くは、プロジェクト用地での生産物の一部を個人用として使用するようになった。JPプロジェクトの実施によって、本来は居住集団の自家消費用であった居住集団用の土地の生産物が、個人用（男性用）としても使用されるという、社会慣習の変化が生じたのである。またこれによって、男性農民の経済力は相対的に増大した⁽¹⁴⁾。

このように当初の意図に反して、プロジェクト用に開発された土地は女性農民の個人用の土地とはならず、その結果プロジェクトがもたらす経済的利

益も女性農民には配分されなかった。加えてプロジェクト用に割り当てられた土地が居住集団用となつたため、従来の社会制度に従つて、女性農民はそこでの耕作に無償で労働力を供給しなければならなかつた。

プロジェクトの最初の耕作期が終わつて自分たちに不利な状況が明白になると、一部の女性農民は次の耕作期からはその労働提供に対する報酬を支払うように、夫または居住集団の長に要求するようになった。また一部の女性はこの土地での無償の労働供給をやめ、他の賃金労働や換金作物生産に従事するようになつた⁽¹⁵⁾。

第2節 結論

以上見てきたように、ガンビアの灌漑稻作プロジェクトでは、その計画段階において対象地域の社会文化的要因が十分に考慮されていなかつたために、プロジェクト実施によって予期せぬさまざまな影響がもたらされた。同時にこのプロジェクトの結果として期待されていた効果（二期作の定着や米の流通増）も、対象地域の労働関係や消費関係の影響を受けて、予想以下にとどまつた。

以下ではまず上記のガンビアの事例の問題点を、プロジェクト対象地域の社会文化的要因の視点から整理し、次にこれらの要因を考慮に入れたプロジェクトを計画・実施することがなぜ重要なのかを述べて結論とする。

1. ガンビアの事例の問題点

上記ガンビアの事例の第1の問題点は、居住集団がすべての経済活動の単位であると仮定され、その内部の複雑な生産・消費関係が十分考慮されていなかつたことである。上記の事例に限らず、通常のプロジェクトの計画段階においては、農業生産活動の単位は「世帯」であるとの、暗黙の前提が存在

していることが多い。そこで仮定されているのは、（例えば日本の農家がそうであるように）世帯主を中心とする家族構成員が共同で労働を行い、収穫物は世帯ごとにプールされて消費あるいは販売され、世帯が得た利益は構成員全体の厚生が向上するように使用されている、などのことがらである。この前提のもと、多くの開発プロジェクトは物資の供給や農業普及活動などの対象を、世帯を代表する世帯主（多くの場合男性の年長者）とすることが多かつた。しかしアフリカの諸社会においてはこの前提はあてはまらないことも多い。ガンビアの事例にみると、一個の居住集団の内部には、生産、消費、土地利用、労働組織などの面で複数の経済単位が存在しており、居住集団がそのまま生産や消費の単位であるとは限らない。このように居住単位内に複数の独立した経済活動単位が存在してゐるにもかかわらず、プロジェクト関連の物資・土地・金融の供与や技術指導が「世帯主」とみなされた個人に対して行われた場合、そこから生じる利益はその個人を中心とした限定的な範囲にのみ、もたらされる。ガンビアの事例では、居住集団の長である年長の男性を中心にプロジェクト関連の利益配分が行われ、生産単位の異なる女性農民がこの利益から疎外される結果になったのである。

第2の問題点は、男女間の耕作物の相違、土地制度、労働関係など、農業生産に関する既存の社会関係が考慮されていなかったことである。ガンビアの事例では、女性農民が伝統的に稻作栽培に従事していたにもかかわらず、1970年代までプロジェクト関連の投入財は男性に供給された。これがもし稻作に関する知識や技術が豊富であった女性農民を最初から対象としていたならば、稻作に不慣れな男性を対象とした場合よりもプロジェクトの効果が期待できたであろうことは十分推測される。また女性農民が主に低地で稻作を行い、その土地は個人用として用益権を認められていた事実が事前に理解されていれば、その土地がプロジェクト用として開発されて新たに配分される場合の、女性農民への悪影響も十分予想できたであろう。さらに雨期の耕作期の労働調達の困難さが主な原因となって定着しにくかった二期作についても、既存の労働需給の状態や、労働力調達に関する社会的な規範を考慮に入

れていれば、この問題の発生も予測できたと思われる。以上のような社会文化的要因がプロジェクトの計画段階で十分に考慮されていなかったために、プロジェクト実施にともなうさまざまな悪影響が生じ、またプロジェクト自体も期待どおりの効果をもたらさなかったのである。

2. 社会文化的要因を考慮に入る意義

それでは、農村開発プロジェクト⁽¹⁶⁾を行う際に対象地域の社会文化的要因を考慮に入れることがなぜ重要なのか、またそれは農村開発全体にどのような意味をもつのかを以下にまとめ、同時にその限界も指摘して結びとしたい。

その第1の意義は、プロジェクトの効率・効果を向上させることができるのことである。プロジェクトに関する対象地域の社会文化的要因を事前に理解することによって、その要因がプロジェクトの効率的実施にどのような影響を与えるのか、あるいはプロジェクトの目的を達成するにあたって社会的な障害となるものはなにか、などをある程度予測することができる。ガンビアの事例でいえば、稲作に関する知識や技術を豊富にもっている女性農民を対象としていれば、稲作に不慣れな男性を対象とした場合よりもプロジェクトの効果がより期待できたであろう点、また既存の労働関係を理解していれば、雨期の労働力調達が二期作定着の最大の障害になることも予想可能であった点が、その例である。このように、対象地域の社会文化的要因を事前に理解することで、プロジェクト自体の効率と効果を向上させることができる。

第2の意義は、プロジェクト実施によって引き起こされる不均等な利益配分の予想である。1970年代までのガンビアの灌漑稲作プロジェクトでは、男性農民に投入財、プロジェクト用地、金融などが供給されたために、女性農民はこのプロジェクトからの恩恵を受けることができなかった。80年代のJPプロジェクトでは、プロジェクト用地が居住集団用として使われることが多かったため、そこからの利益は事実上男性の年長者の管理下にあった。

これらはプロジェクト実施者にとっては予期せぬ悪影響であったと思われる。しかし事前に対象地域の土地制度とそこで個人用と居住集団用の土地の存在や、それぞれの土地での構成員の義務および生産物と労働力の支配関係などを理解していれば、ある程度予測可能な結果であったであろう。このように既存の権力関係や生産に関する諸制度の事前理解は、プロジェクトの実施がその地域内のどの社会カテゴリーに利益をもたらすのか、またその結果がプロジェクト本来の目的と合致しているのかを評価するのに欠かせない。

このようなプロジェクトが対象としている地域内部の社会的・経済的・政治的な力関係や既得権益の存在は、時にプロジェクトの目的達成の大きな障害となる。あるプロジェクトがこの既存の関係を変革することを意図している場合には、その既存の権力関係とプロジェクトの目的の相克という最もむずかしい問題が生じるからである。JP プロジェクトにおいて、女性農民への利益配分を重視していたにもかかわらず、地域の有力者（男性の首長たち）の反対のために当初は女性農民に土地が配分されず、さらにその後の IFAD の介入にもかかわらず実質的に男性農民がプロジェクトの利益を手中にすることになった事例は、その好例である。JP プロジェクトで女性農民に個人用の土地を賦与することは、それまでの既存の男女間の権力関係と、過去のプロジェクトから生じていた（男性に有利な）経済的利益の配分関係を変える可能性がある。他方、共同体の所有とされている土地をプロジェクト用に開発するためには、地域の有力者たちの同意が必要である。すなわちこの事例において実施者側は、それまでの男性に有利であった既得権益関係を変革するようなプロジェクトの遂行のために、その既得権益を最も享受している地域の有力者である男性の首長たちの協力を得なければならないという、矛盾に直面することになった。この場合も、対象地域の社会文化的要因をプロジェクトの計画段階で考慮に入れることによって、このような問題を予想することまではできる。しかし、プロジェクトの目的が既得権益関係に変化をもたらすものであり、さらにそれが政府や地方政治組織、官僚組織（いずれもそれ自体が既存の権力・既得権益を有する）の主導によって行われる場合、

その実施者や協力者が自らの権力基盤を損なうような目的をもったプロジェクトをそのまま実施することは考えられない。ここに、既存の社会的要因を開発プロジェクトの計画段階で考慮することはできても、その実施は、まさにその既存の社会関係によって左右されるという限界が存在している。

社会文化的要因を考慮に入る第3の意義は、対象地域の外部で計画されたプロジェクトが上意下達の形で導入されるという、従来の開発形態の修正の可能性である。これは、地域住民の参加を促して社会的に持続可能な開発を行い、さらに地域住民が開発にかかわる決定権を取得する (empowerment) ことにつなげるための、第一歩ともなる。開発プロジェクトの内容とそれとともに変化が、地域住民の社会制度や行動規範などからみて許容し得るものでなければ、内発的・長期的な発展の継続は望めない。また政府や援助国・機関が、このような対象地域の社会制度や価値観に沿って開発計画を立案するためには、事前に住民との密接な共同関係を築くことが要求される。さらにこのようなプロジェクトが実施され、継続させていくためには、地域住民の協力と彼らの開発に関するイニシアチブが欠かせない。ここに、上から下への一方通行になりがちな開発プロジェクトの形態を変え、地域住民がプロジェクト導入の機会を、開発を自らのイニシアチブと能力をもとに行うための第一段階として利用する可能性が存在している。対象地域の社会文化的要因をプロジェクトに反映させることは、単にプロジェクトの効果を高めるという為政者側の利益だけでなく、住民の視点からみた開発計画を策定して開発への住民の参加を促進し、そのプロセスのなかで住民が開発に関する決定権を取得するという、参加型開発 (participatory development) の土台をつくることにもつながると考えられるのである。

注(1) 開発プロジェクトや経済政策が、ある社会の既存の社会構造にどのような変化をもたらしたのかを問題とする研究領域を「開発の人類学的研究 (anthropology of development)」とし、他方、人類学の研究知識を実際の開発の場面で役立てようとする立場を「開発人間学 (development anthropology)」として、

両者を区別することが一般的である（例えば、Charsley, S.R., *Culture and Sericulture: Social Anthropology and Development in a South Indian Livestock Industry*, London, Academic Press, 1982, pp. 15-26）。しかし実際には両者は密接に関連している。本章の立場は、ガンビアに関する「開発の人類学」の研究成果をまとめることによって、今後行われる実際の開発プロジェクトの実施に役立てようとするもの（「開発人間学」の視点）である。

- (2) Dey, Jennie, "Development Planning in The Gambia: The Gap Between Planners' and Farmers' Perceptions, Expectations and Objectives," *World Development*, Vol. 10, No. 5, 1982. 以下のガンビア農村部の社会経済組織と1970年代末までに実施された稲作プロジェクトの記述も主にこの論文に依っている。
- (3) 以下本章で「個人用の土地」「居住集団用の土地」と述べる場合は、すべて「個人が用益権を有する土地」および「居住集団が用益権を有する土地」を意味する。
- (4) 世銀プロジェクトでは、女性農民に対する供与は他の2プロジェクトよりも多く、全体の約10%を占めていた。Brautigam, Deborah, "Land Rights and Agricultural Development in West Africa: A Case Study of Two Chinese Projects," *Journal of Developing Areas*, Vol. 27, 1992, p. 25.
- (5) Dey, Jennie, "Gambian Women: Unequal Partners in Rice Development Projects?" *Journal of Development Studies*, Vol. 17, No. 3, 1981, p. 118.
- (6) Brautigam, D., "Land Rights," pp. 25-26.
- (7) Dey, J., "Gambian Women," pp. 119-120.
- (8) Dey, J., "Development Planning," pp. 391-393.

カーネイによると、プロジェクト用に開発された土地の約1割しか雨期の耕作は行われていなかった。Carney, Judith A., "Struggles Over Crop Rights and Labour Within Contract Farming Households in a Gambian Irrigated Rice Project," *Journal of Peasant Studies*, Vol. 15, No. 3, 1988, p. 336.

- (9) Dey, J., "Development Planning," pp. 392-393.

- (10) 以下の記述は、次の諸論文によっている。

Carney, Judith A., "Struggles Over Land and Crops in an Irrigated Rice Scheme: The Gambia," in Jean Davison (ed.), *Agriculture, Women, and Land: The African Experience*, Boulder & London, Westview, 1988.

Carney, J.A., 前掲論文。

Carney, J.A., "Peasant Women and Economic Transformation in The Gambia," *Development and Change*, Vol. 23, No. 2, 1992.

von Braun, J. and Patrick J.R. Webb, "The Impact of New Crop Technology on the Agricultural Division of Labor in a West African

Setting," *Economic Development and Cultural Change*, Vol. 37, No. 3, 1989.

- (11) Carney, J.A., "Struggles Over Crop Rights ……," pp. 339-340.
- (12) 同上論文, pp. 340-341.
- (13) Carney, J.A., "Struggles Over Land ……," p. 73.
- (14) Carney, J.A., "Peasant Women ……," p. 75.
- (15) 同上論文, p. 76, および, Carney, J.A., "Struggles Over Crop Rights ……," p. 342.
- (16) 稲作プロジェクト以外の他の農村開発プロジェクトと対象地域の社会文化的要因との関係については, Cernea, Michael M. (ed.), *Putting People First: Sociological Variables in Rural Development*, Oxford, Oxford University Press, 1991.
Gabriel, Tom, *The Human Factor in Rural Development*, London and New York, Belhaven Press, 1991.
Takane, Tsutomu, "Socio-Cultural Variables in Rural Development Projects: Towards Socially Sustainable Planned Development," 『平成2年度国際協力学術奨励金交付入選論文作品集』, 国際協力推進協会, 1991年,などを参照。